

承認第1号

専決処分事項の承認について

平成24年度橋本市一般会計補正予算(第2号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成24年9月3日 提出

橋本市長 木下 善之

専決処分について

平成 24 年度橋本市一般会計補正予算(第 2 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 24 年 7 月 13 日 専決

橋本市長 木下 善之

平成 24 年度 橋本市一般会計補正予算（第 2 号）

平成 24 年度橋本市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 80,432 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,849,894 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の追加）

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 24 年 7 月 13 日 専決

橋本市長 木 下 善 之

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		7,450,000	60,497	7,510,497
	1 地方交付税	7,450,000	60,497	7,510,497
14 国庫支出金		2,784,623	3,335	2,787,958
	1 国庫負担金	2,372,350	3,335	2,375,685
21 市債		5,975,900	16,600	5,992,500
	1 市債	5,975,900	16,600	5,992,500
歳入合計		30,769,462	80,432	30,849,894

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費		3	80,432	80,435
	1 農林水産施設災害復旧費	2	12,092	12,094
	2 公共土木施設災害復旧費	1	68,340	68,341
歳 出	合 計	30,769,462	80,432	30,849,894

第2表 地方債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年災害復旧事業債	千円 16,600	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。